

むつ市公園内行為申請関係

[許可条件]

- 1 行為前、この許可書を本施設係員に提示し、その指示に従わなければならない。
- 2 許可なく目的以外の用途に使用してはならない。
- 3 第三者に転貸してはならない。
- 4 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- 5 許可を受けた者が公園を荒廃させ、又は棄損したときは損害額を賠償しなければならない。
- 6 許可期間中であっても、本施設において公益上、その他必要がある時は、許可を取り消すことがある。
- 7 許可期間及び時間は、厳守しなければならない。
- 8 許可を受けた者は、自己の費用をもって許可に係る物件を原状に回復して、許可期間及び時間満了と同時に返還しなければならない。
- 9 許可事項を変更しようとするときは、本書を添えて別紙により申請して下さい。

※ 使用料金は後日請求となるため、使用者の身分証明書の提示をお願いします。